

次世代育成支援対策推進法に基づく日本学術振興会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

2. 内容

目標1 計画期間内に、所定外労働を削減できるよう体制を整備し、役職員の意識改革にも努める。

<対策>

勤怠管理について、システムの導入を行うなど日頃から所定外労働を逐次把握できる体制を強化していくとともに、役職員の意識改革を行う。

目標2 計画期間内に、年次有給休暇の取得日を、全員が最低年間6日以上取得できるよう職場環境を整える。

<対策>

定期的に年次有給休暇の取得状況を管理職に対し報告することで取得促進を促すだけでなく、本行動計画についても周知するなど全員の最低日数取得に向け努力する。

目標3 計画期間内に、出産・育児に関する制度の周知に努め、配偶者の出産時における男性職員の特別休暇の取得や長期の育児休暇の取得促進に取り組む。

<対策>

内部ホームページやメール等を活用して、分かりやすく情報を周知し、職員の意識の啓発を図るとともに、利用促進につながるよう、出産・育児に関する諸制度の充実を検討し実施する。